

鈴鹿市スポーツ推進計画(案)に関する意見公募手続の結果一覧

※募集期間：令和元年7月22日(月)～令和元年8月21日(水)

※意見提出者数：1名

※意見件数：26件

No.	頁番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方	対応
1		鈴鹿市にとってスポーツをどこまで範囲に入れるのか、モータースポーツ、eスポーツと出てきている中で、既存のスポーツの考えだけにしてしまうのでは、他の自治体との差異も出にくいのではないかと懸念。モータースポーツについても、身体的なトレーニングを要するものが多いはずである。「モータースポーツも鈴鹿市にとってスポーツの一部を担うものであるから、推進計画の期間中に、位置づけについて検討する」などの文言を入れるべきと考える。	スポーツは、スポーツ基本法前文において、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であるとされているものの、一義的に定義されているわけではなく、その範囲が拡大していることは認識しています。モータースポーツ、eスポーツについては、今後の国、県の動向を参考にしつつ、検討したいと考えます。	原案のとおり
2		① アンケート結果のグラフについて、百分率表示だけではなく、実数も記述するべきと考える。5Pに記述はあるが、それぞれのページに関係の実数を記述するほうがわかりやすいと考える。	資料として別冊で作成いたします「アンケート調査結果」では、実数を記載しますので、ご確認ください。	原案のとおり (別冊「アンケート調査結果」に記載する。)
3	6～20	② 日本スポーツ協会公認指導者を入れなかった根拠はなにか。	「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者」は、スポーツ指導者基礎資格や競技別指導者資格、メディカル・コンディショニング資格など様々な種類があり、資格取得者の情報収集は困難なことからアンケート対象者に加えておりません。	原案のとおり
4	17～19	「3スポーツ団体等の活動の現状」について、調査対象が「体協加盟団体、スポ小加盟団体、総合型スポーツクラブ」とされているが、これらに関係しない団体はどのように把握しているのか。非常に狭い範囲での判断になっていないかと危惧する。体協に加盟しなくても、自主的に活動したり、大会を開催しているグループが入っていないことをどう考えるのか。アンケート結果をこのままとするのであっても、対象団体以外の活動グループ数を把握して記述するべきと考える。	調査対象団体については、本市において存在を把握している団体を対象とさせていただきました。独自で活動されている団体も多数あるかとは思いますが、ご意見として承ります。	原案のとおり

No.	頁番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方	対応
5	21	① 鈴鹿市の計画であるのに、体育協会のヒアリング結果と計画の文面が一体化している。明確に体育協会の考えの部分がわかるように修正すべきではないか。	鈴鹿市体育協会に対するヒアリングから、「①主な事業活動」及び「②今後の方向性など」について、鈴鹿市体育協会の考えを記述していますが、よりわかりやすいよう一部修正します。	P21の上段3段落目「以下は、鈴鹿市体育協会・・・」の前に、1行空白を挿入する。また、P21の「①主な事業活動、＜健康づくり事業＞」の最終行、「取り組んでいくとのことです。」を「取り組んでいく考えです。」に修正する。
6		② 鈴鹿市体育協会の現状で、①の＜ジュニア育成強化事業＞をはじめとして、開催実績について具体的な記述があつてよいのではないか。	鈴鹿市体育協会の事業に関する実績等については、鈴鹿市体育協会ホームページ内に公開されていますので、ご参照ください。	原案のとおり
7	23	「1計画のめざす姿」の部分に、モータースポーツやeスポーツを追加してはどうか。	No.1の考え方と同じ。	原案のとおり
8		「4推進施策の展開（1）」について ①【現状と課題】2段落目に「認知症の予防、フレイル予防」を追記すべきではないか。	同段落にある、「健康の保持・増進」に含むと考えています。	原案のとおり
9	27・28	②「取組内容①」について、高齢者スポーツクラブの充実が記述されているが、老人会の活動や地域づくり協議会との関係が不明確と考える。これらの活動に高齢者スポーツを組み入れてもらうほうが合理的と考える。この点について、再考すべき。スポーツクラブの設立という方向に動く、人的資源にも無理が出ると考える。いなべ市の取り組みなども参考にすべき。	老人会の活動や地域づくり協議会との関係につきましては、「4推進施策の展開（2）地域住民スポーツ活動の推進」において取り組んでまいります。また、「高齢者スポーツクラブ」とは、団体を設立させる趣旨ではなく、既存の高齢者向け事業を指しています。	原案のとおり
10		③「取組内容②」について、そもそも、終業時間との関係も考える視点が必要と考える。夜間のスポーツ環境の改善も考えなければ意味はない。午後七時では家事も終わらない、特に子育て世代は厳しいのではないか。	今後の施策実施に向けての参考とさせていただきます。	原案のとおり
11		④「取組内容②」について、想定される世代は子供の保護者世代であるが、ジュニアスポーツや部活支援の負担を考慮に入れているのか。	今後の施策実施に向けての参考とさせていただきます。	原案のとおり

No.	頁番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方	対応
12	27・28	⑤「取組内容③」について、なぜスポーツ推進委員協議会のことだけを記述しているのか、ニュースポーツの普及事業とあるが、通常のスポーツ全般で考えるべきと考える。	市民一人ひとりのスポーツを目指すには、誰もが気軽に楽しめることを目的としているニュースポーツの普及が効果的であると考えています。	原案のとおり
13		⑥「②と③」に関連することとして、ジュニアスポーツなどで子どもと一緒にそのスポーツを楽しむ保護者もいる。初心者でも楽しもうとする人たちがいることが考慮に入っていないと考える。再考すべき。	個別の取組としてではなく、包括的に取り組まなければならないご意見として、今後の施策実施に向けての参考とさせていただきます。	原案のとおり
14	30	「4推進施策の展開（2）」について、スポーツ推進委員しか記述されていないのはなぜか。日本スポーツ協会公認指導者も含めて考えるべき。鈴鹿市は、人材の活用を考えないのか。スポーツ協会の公認指導者も地域とのつながりなども入っているのではないか。	スポーツ推進委員は、地域住民と行政を結ぶコーディネーターとしての役割を担っていることから、スポーツ推進委員を中心とした取組としていますが、「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者」を排除する考えではありません。	原案のとおり
15	32	「4推進施策の展開（3）」について、「取組内容②」は、「②スポーツ施設のバリアフリー化の推進」だけでなく、③として「学校屋内運動場の利用の推進」も追記して、障がいのある人が優先的に利用できる施設を設定するなどの配慮があってよいのではないかと。むしろ必要な施策と考える。	ご意見として承ります。	原案のとおり
16	34・35	「4推進施策の展開（4）」について ①「現状と課題」の部分に関して、ジュニア期の二極化が進んでいる背景に、保護者がさまざまな役割を負担と考えている部分があるのではないかと、この部分を検討したのか。	ご意見のとおり、二極化の背景には子ども自身の問題だけではなく、家庭内の事情等も考えられますが、保護者の負担軽減については、スポーツに関することだけではなく、様々な取組から解決を図っていく必要があります。	原案のとおり
17		②「取組内容③」について、運動部活動だけの記述となっているが、この部分に部活動とクラブチームなどの住み分けの記述はどうか。	ご意見として承ります。	原案のとおり
18		③「取組内容③」について、部活動指導者対象の研修会と記述されているが、そうではなく、広く人材を考えるべきで、日本スポーツ協会公認指導者も含めた研修会として、部活動との連携を図るべきと考える。学校教員は教科指導などに力を入れるのが本来と考える。	ご意見として承ります。	原案のとおり

No.	頁番号	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方	対応
19	34・35	④「取組内容④」について、トップアスリートばかりでなく、地域の大人とのつながりも考慮に入れるべきではないか。生涯にわたるスポーツを考えると、身近な地域の大人が関わっていることを子どもたちが知ることは教育的な観点からも重要と考える。	地域の大人とのつながりについては、4推進施策の展開(2)地域住民スポーツ活動の推進において取り組みます。	原案のとおり
20		「4推進施策の展開(5)」について ①「取組概要」について、ここに書かれていることをこれまでどれだけの団体が実感しているのか。また、(2)の部分など他の部分との整合性についても疑問がある。	ご意見として承ります。	原案のとおり
21	37・38	②「取組内容①」の内容全般について、これはスポーツ推進の中、競技力向上にとって一番初めに来る内容なのか。順番を考えなおすべきと考える。	ご意見のとおり、順序について再考します。	P37取組内容の①を③に変更し、②③の順番を繰り上げる。
22		③「取組内容③」について、中学校部活動を特別視する視点であるように考える。このような講習会は、スポーツ協会公認指導者も含めて行うべきである。そもそも、運動部活動の改革と教員負担の軽減を考えると、このような記述は非常にナンセンスなものとする。	ご意見として承ります。	原案のとおり
23		「4推進施策の展開(7)」について ①「取組内容④」について、予約システムの構築も推進すべきと考える。	今後の施策における参考とさせていただきます。	原案のとおり
24	43	②「取組内容⑤」について、これまでより踏み込んで、日曜や祝日の部活動を原則停止としたり、土曜の部活も大幅削減し、学校施設の利用がしやすいような方向性にすべき。また、照明や設備などの維持を考え、上記の曜日の利用に関しては、県が行ったように、一律で発生料が発生するようにする検討も必要ではないか。	ご意見として承ります。	原案のとおり
25	46	「第4章 1(1)」について、「従来からの競技スポーツのみならず」という記述があるが、この部分は削除すべきと考える。	スポーツは多様化しつつあることを記述している部分であるため、内容を修正します。	P46の該当箇所を修正する。
26	47	「第4章 2」について、「鈴鹿市スポーツ推進審議会」とはどのような組織で、どのような人材で構成されるのかなどが、資料編にも記述されていないので、この部分に記述しておくべきと考える。	資料編の用語解説で、審議会の設置目的などについて記載します。	資料編 用語解説に「鈴鹿市スポーツ推進審議会」について追記する。